



児童・生徒に特別な事情がある場合には、保護者の申し立て（指定学校変更申立書）により、教育委員会が就学すべき学校の変更を認める場合があります。

【主な要件】

○ 転居予定

Q 転居することが確実で、学期当初から転居予定地の学校に就学したい。

A 指定学校変更が可能です。転居先の契約書等、必要な書類については、学校教育課へお問い合わせください。

○ 兄弟姉妹

Q 兄姉が指定学校変更等により学区外の学校へ在籍しているため、弟や妹も同じ学校へ就学したい。

A 平成28年度在籍者（新入学を含む）から要綱の改正により、この要件は廃止されましたが、新中学1年生で、兄姉が在籍している学区外の学校へ就学を希望する場合（指定学校と隣接している場合に限る）は、中学校選択制により申請することができます。

○ 小学校を学区外通学

Q 指定学校変更により学区外の小学校に通っており、卒業後も、その小学校の卒業生が進学する中学校に通いたい。

A 平成28年度在籍者（新入学を含む）から要綱の改正により、この要件は廃止されましたが、経過措置として、平成27年度までに指定学校変更により学区外の小学校に在籍している場合は、当該小学校の卒業生が進学する指定中学校への就学を申し立てすることができます。

○ 通学距離

Q 学区の学校よりも距離的に近い学校へ就学したい。

A 平成28年度在籍者（新入学を含む）から要綱の改正により、通学距離の要件による指定学校変更の対象は、小学生のみとなります。新中学1年生で、通学距離の理由により、指定学校の変更を希望する場合（指定学校と隣接している場合に限る）は、中学校選択制により申請することができます。

○ 同一小学校で大多数と少人数の進学

Q 同一小学校で進学する中学校区が2つ以上に分かれており、殆どの児童が進学する中学校に就学をしたい。

A 指定学校変更により変更が可能です。児童数によって年度ごとに対象地区が変わる場合がありますので、変更可能対象者には、10月上旬に御案内の通知を発送いたします。